

平成29年第6回東大和市議会総務委員会記録

平成29年12月13日（水曜日）

出席委員（7名）

委員長	佐竹康彦君	副委員長	森田真一君
委員	大后治雄君	委員	押本修君
委員	蜂須賀千雅君	委員	東口正美君
委員	床鍋義博君		

欠席委員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（6名）

副市長	小島昇公君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	職員課長	矢吹勇一君

会議に付した案件

- (1) 29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情
- (2) 所管事務調査
市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関すること
- (3) 所管事務調査
公共施設等の管理運営のあり方について

午前 9時43分 開議

○委員長（佐竹康彦君） ただいまから平成29年第6回東大和市議会総務委員会を開会いたします。

○委員長（佐竹康彦君） 初めに、29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情を議題に供します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（並木俊則君） 29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情。

○委員長（佐竹康彦君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（東口正美君） おはようございます。

それでは、質疑させていただきます。

今回の陳情は東大和市嘱託員の設置に関する要綱の第4条のところだと思うんですけども、この4条がどのように決まっている——決まりについては、どのような根拠、またどのような考えによって、こういうふうになっているのか、お聞かせください。

○総務部長（広沢光政君） 嘱託員の任用、もともと根拠につきましては、地方公務員法に基づいて行っておりますが、それを受けまして、今お話がありました当市におきましては、東大和市嘱託員の設置に関する要綱、これを定めまして、これに基づきまして任用等、制度運営を行っているということでございます。

今お話がありました4条の関係でございますが、こちらにつきましては、本来の嘱託員の雇用期間、原則1年というようなことを初めとして、国のほうの見解、こういったものにも従った中で当市のほうでもこちらのほうを定めているというところでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） それでは、その国の見解によって、この6回という制限がなされているのはどのような考え方に基づいているんでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 国のほうの見解によりますと、総務省の見解ですが、本来嘱託員、こちらに関しましては、原則任用期間は1年ですよということでございます。ただ、私どものほうとしましては、本来1年たった段階で広く公募をして、任用試験を行うというのが本筋だと思うんですが、それにかかわる事務的な問題等、効率性を考えた中で、6回までは、簡易な能力評価を行った上で、それを更新と言っているんですが、更新をしていきたいと思います。その上で、7回目には広く公募をして、採用試験を行ってというような考えに基づいて、この6回、6回ぐらいが、職の任用等については設置されるんじゃないかということの上で設置しているものでございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） それで、今回この6回の更新の見直しが求められているわけですが、現在この6回目を超えている方々に対してはどのような対応をなされているのか、具体的な例も含めて教えてください。

○総務部長（広沢光政君） 6回の更新回数制限になった方は、基本的にはその段階で任用がなくなるという形になります。ただ、一応今先ほどお話したとおり、うちのほうとしては、その次、引き継いで公募による採用試験をもう一度行います。6回条項に該当された方についても、その試験を受けることは可能となってござ

いますので、その試験を受けていただくということはできます。実際問題としまして、ことしの4月1日時点でございますが、嘱託員の方でそういった試験を受けて再度任用されているという方が35名ほどいらっしゃるというような状況でございます。

以上でございます。

○委員（東口正美君） 当市とは違う方法をとっているところもあるようですけれども、当市と同じような、この更新に制限を設けているところはどのようなところがございませうでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） こちら東京都のほうで集計した資料、データがございまして、それによりますと、例えば武蔵野市さんですとか、それから小金井市さん、国分寺市さん、国立市さんもそうですね、それから西東京市さん、当市、それから東久留米市、それからことしの4月1日時点ですが、武蔵村山市、多摩市等が市で置いてはございます。あと東京都も、こちらのほうも同じように更新の回数制限を設けておりまして、当市と同じような手法でございます。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますか。

○委員（床鍋義博君） まず、今東口委員の質疑に対しての御答弁の中で、7回目から広く公募するということが述べられましたけれども、これ公募、更新をしていく中では、例えばこれ有休の扱いとかってというのは、次の年度に繰り越しの制度ってあると思うんですけれども、これ1回そこで終わってしまって、先ほど35人いらっしゃる方、お聞きしたんですけども、それ公募になってしまうと、そこで一旦そういうところが途切れてしまうのでしょうか、どうなんですか。

○総務部長（広沢光政君） 実際、当市において、現状では途切れた形になってしまってますが、本来これは労働基準法上からいっても、もう一度繰り越されるというのが本当でございまして、私どものほうもこれもこれから修正していくということでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） あと、これまでのこの6回更新という制限条項なんですけれども、民間においては5年を超えると、もう期間の定まらない雇用というほうに流れてきているという形になっております。その中で公務員のところだけが、更新制限かかっているところが幾つかあるということなんですけれども、世の中の流れとしてはそういうふうになっているところで、実際他の自治体とかでも、更新制限がないようなところも出てきておりますけど、それに関して東大和市では、これまでそういうことを考えて議論されてきたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○総務部長（広沢光政君） まず、1点目の関係でございませうが、床鍋委員がおっしゃったとおり、民間、いわゆる労働契約法の適用になるものにつきましては、5年を超えて雇用した場合、無期雇用というようなことございますが、この条項については、労働契約法については公務員には適用されないということで、このため嘱託員の無期雇用の義務というのは、今発生してないということでございます。

それから、2点目の期間の更新回数の関係でございませうけれども、先ほど当初私のほうで申し上げましたとおり、本来原則的には、嘱託員の雇用っていうのは、任用期間っていうのは1年ということで行っております。で、それを何年にするかという話はございませうけれども、私どものほうとしましては、やはりその広く門戸を広げて、公平性・平等性を捉えた中で、能力の実証を客観的に行うということがやはり必要だということで、更新制限ということで6回ということに設けているということでございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 今お聞きしたのは、世の中の流れがそうになってきて、各自治体も更新制限を外すところが出てきているのに対して、東大和ではそういう制限を撤廃しようとか、そういう議論がなされてきたのかどうかということをお聞きしたんです。

○総務部長（広沢光政君） そういった意味で、当初話しましたとおり、もともとが国の見解でもそうでございますけれども、この嘱託員のいわゆる半永久的な雇用、期間のない、制限のない雇用というのは好ましくないことだということになってますので、そういった意味からしますと、私どものほうとしては、そういう議論を今まで行ってきたということとはございません。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 総務省の自治行政局公務員部の通知の59号、26年の4月4日の通知によると、客観的能力実証を得て、再度任用されることはあり得るというふうにされています。それをするためには適正な人事評価が必要だと思うんですけれども、それに対しての人事評価制度っていうのは、通常の正規雇用の部分とは別個の人事評価になっているのか、それとも同じ人事評価の対象となっているのかっていうことを教えてください。

○総務部長（広沢光政君） 人事評価の関係を今御質問いただきましたけれども、嘱託員に関しましては、今要綱上は6回まで更新ができるという形で、その6回までの間につきまして、現状では、通常の勤務状況ですとか、そういったものを直属の上司のほうで見た中で、そういったものを使用した中での能力評価という形をさせていただいているところです。御存じのとおり、人事評価制度そのものにつきまして、正職員のほうも当市の場合、ここで導入し始めたばかりということで、嘱託員さんのほうについては、まだ整ってございません。今後そういったものについては研究していく必要があるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） また同じ通知の中に、能力の実証の結果や業務の見直しによる業務自体の廃止、その他合理的な理由により再度の任用を行わないとする場合においては、事前から説明を行ったりと。ほかに応募可能などを紹介する等の配慮をすることが望ましいっていうふうにされてますけれども、今東大和市の現状としてはどうなっているのでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 職能制廃止とか、そういったことではないんですが、通常あるのは、先ほど申し上げたとおり、6回の更新制限が来た方であるかなというふうに思います。そういった方々に対して、新しい職をあっせんしたりとか、そういったことは私どもは今現状は行っておりませんが、当初、任用に際しては、当然6回の更新ですよということで、そういう説明は事前にはさせていただいているところです。

以上です。

○委員（床鍋義博君） この特別職の嘱託員ですけれども、ある専門的な知識が必要とか、そういったところで募集されていると思うんですけれども、そういうことによって、6回の更新の制限があることによって、例えば、こう多分各自治体も同じような人員を非正規雇用として募集していると思うので、条件がよければそっちのほうに流れてしまうということも普通に考えられるわけなんですけれども、そういう意味で、こうなり手不足というんですかね、こう募集が出してもなかなかこの職種は集まらないと。例えば保育士なんかはそれに当たるかもしれないですけども、そういったところが生じているのかどうかを教えてください。

○総務部長（広沢光政君） 今委員のほうからお話がありました、その公募をした際の募集状況ということで

ございますが、嘱託員全体通した中で、今ちょっとお話があった保育士さんについては、若干この時世っていうんですか、そういったことがあって、1回だけでちょっと集まらないっていうようなことはございましたが、何回か、最低2回ぐらいやった中では、今現状では集まっているということで、その他の嘱託員につきましても、本市の場合はPR等も行っておりますので、一応募集のほうはございます。

以上でございます。

○委員（蜂須賀千雅君） 今1点だけちょっとお伺いさせてください。

幾つか今質疑がありましたので、最終的に東大和市が考える、この回数制限を、外すことのデメリットは一番何だというふうに考えていらっしゃるかをちょっと教えていただけますでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 再度の任用を続けることで、現実的には、勤務的に問題がない限り同一人物の任用が半永久的に続くというようなことが考えられまして、公共団体として、本来他の多くの人の任用の機会というのを確保しなきゃいけないところですが、それが失われてしまうというようなこと。

それから、公募によって、もしかしますと、それ以上に知識と経験を持った人を採用できるかもしれない。そういった機会も失われることなどが考えられると思います。すなわち、その回数制限を設けることによりまして、職員の任用における成績主義ですとか、平等取り扱い原則、こういったものを現状では徹底することができているというふうに私どもでは感じてございます。

以上でございます。

○委員（森田真一君） それでは、幾つか教えていただきたいと思います。

私もこの件はこれまでも予算決算委員会や、また一般質問などでも何度か教えていただく機会がありましたので、それ踏まえて伺いたいと思いますけれども、まずこの嘱託員さんの位置づけですが、先ほど他の委員からも御質問ありましたけれども、数のところでちょっと伺いますけれども、今東大和市では正規、嘱託員、臨時職員と、こういう3つのカテゴリーに職員さん、分かれているわけでありましてけれども、今現在、正規職員、嘱託員、臨時職員というのは、どれぐらいいらっしゃるかって、このうち嘱託員さんというのは、または非正規の方ということでも結構ですけれども、どれぐらいいらっしゃるのかということをもっと伺いたいと思います。わかりますでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 恐縮ですが、今現状で手元の資料で大変恐縮なんですけど、嘱託員についてのみ、ちょっと数字をお話しさせていただくと、これ行政報告にも掲載してございますが、28年の4月1日時点で185人の方、嘱託員として採用しております。

以上です。

○委員（森田真一君） じゃ、ちょっと答え合わせ的になってしまって申しわけないんですが、この間、一般質問などでも、その都度教えていただいているんで、ちょっと数字報告しますけども、私26年と29年の4月1日時点の数字をそれぞれ教えていただいたんですが、今ちょっと紹介しますと、まず26年から29年にどれだけ数が変化しているかってことで、まず言います。

まず、正規職員は498人から476人、マイナス22人となり、嘱託員は147人から176人でプラス29人。臨時職員は444人から429人と、マイナス15人と。合計でいきますと1,089人から1,081人、マイナス8人。非正規率でいきますと54.3%から56.0%と、こういうふうなことをこの間、お答えいただいているんです。

これは嘱託員のお仕事っていうのは、そもそもどうい位置づけなんだっていうことを伺ったときに、市側からのお話で要約すると、嘱託員の仕事は非正規職員がやるほどの事務量はないものについて担っていただい

ているんだという説明があって、その上でこれは臨時職員も含めてだと思うんですが、地方分権によって仕事
がふえているから、これに対応するために、こういった方々にこの職務を担っていただくことが必要なんだと、
こういう御説明ずっとされてました。今ほど御紹介した数字でいうと、全体の仕事量がふえているというより
も、合計人数変わらないですから、全体の仕事量がふえているというよりも、むしろ正規職員が減って、その
分を嘱託員が頭数でいうと補っていると、こういう状況が見受けられます。

ですから、ことしでしたよね、今年度に入ってから狭山保育園の保母さんが、これは正規の方でしたけど、
御病気が何かで退職なされて、この年度については嘱託で緊急的にそのお仕事を担っていただくんですけど、そ
の後正規でもとに戻すんですかって聞いたら、いや、そうじゃないと、嘱託員なんだと、当面この方針なんだ
と、こういうふうに御説明されてるんですよ。ですから、ミクロで見ても、この間通して見ても、正規職員
から嘱託員に人材を置きかえているという状況があるように見受けられるんですが、これについてはこういう
認識でいいんでしょうか。

○総務部長（広沢光政君） 今委員のほうからいろいろ御意見いただいたんですけども、嘱託員に関しまして
は、私どものほうとしましては、専門的な知識ですとか経験、それからそういった資格等の関係、有する方、
そういった方に嘱託員になっていただくというのが大原則だと思ってます。そういった職に現状でもついてい
ただいているというふうなことで考えております。

以上です。

○委員（森田真一君） 私、専門職の方なのか、そうじゃないのかっていうことは全然聞いておりませんので、
そこは答えがちよっとかみ合わないような気もするんですけども、つまり今お話があったように、非常に
高い事務処理能力、知識、経験を持っている方が、原則毎年毎年身分を更新させられて、これまでは都合7年
ですか、6回更新ですから、都合7年は身分保障されていたけども、それから後については全く新たな試験に
よって、はなから雇ってもらおうと、こういうことがこの間もされてたわけですけども、今度32年の4月1日
から会計年度職員の制度が施行されるわけですけども、今まで嘱託として雇われている方は、多分この32年
の4月から会計年度職員に制度上は移行するっていう手はずになるのかと思うんですけども、そうすると今
この6回更新制限にかかっている方っていうのは、今後でいうと都合30年、31年中に雇われた方が対象にな
るっていうことでもいいんですよ。どうなんでしょうか。

○職員課長（矢吹勇一君） ただいまお話をしました会計年度任用職員でございます。

平成32年4月から新たに制度化されるものでございます。現在任用されております嘱託員につきましては、
この制度が32年3月までの法的な根拠になりますので、その時点で一旦その任用としては終了するというこ
とになります。

以上でございます。

○委員（森田真一君） それが大体7年ぐらいは通してお勤めいただいてもいいんじゃないかっていうことは、
この間されていたわけですけども、この29年の8月に総務省から出された会計年度任用職員制度のマニュアル
というのを見てみますと、この更新についての考え方なんですけども、今度この制度が変わると毎年1年ご
と、会計年度ごとに雇われて、もうそれだけですと。次の年にいくときは、全く初めて新たに雇われる立場だ
ということ、よくそのお勤めされる方に認識させてくださいと、こういう説明も書いてあるんですよ。で
すから、今まで以上に悪くなっていくとか、不安定になっていく。

こういう中で、この陳情者の方々がおっしゃっているように、6回制限外してきちんと安定させて、住民

サービス担ってほしいって思うのは、これ本当然のことなんじゃないかなというふうに思うんですけども、当然東大和もこういう方向になるわけですよ、間違いありませんよ。

○職員課長（矢吹勇一君） 会計年度任用職員の制度につきましては、今御説明ございました、その32年4月から制度化されます。ただ、会計年度任用職員のその1年度での任用ということで、総務省の見解が出ておりますけれども、じゃあ1年度限りで、その後のその更新はじゃあどうなるかということにつきましては、まだ、具体的なところは総務省からも示されておられませんし、これは今後、当市も含めて各市で具体的にこれから研究、決めていくことであるというふうに考えております。現在ではまだその点は決まっておられません。

以上です。

○委員（森田真一君） その翌年の採用のために能力実証というのをしなきゃいけないわけですけども、この基準は先ほども御説明がありましたけど、正規の職員の方でさえ、これから制度始まったばかりで、まだ嘱託の方ないんですっていうふうにおっしゃっていましたが、このマニュアルでは自治体が、各市町村が早急に自分たちでつくれと、こういうこと書いてありますので、そういうこと言うとな、上から降ってくる待ち、何かしらその目安になるようなものは当然来るんでしょうけども、待ちっていうことで、曖昧なままで置いておくってのはいかなものなのかなっていうことを、ちょっと申し上げておきたいというふうに思います。これは意見です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますでしょうか。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

○委員（東口正美君） 今回確認をさせていただきまして、今当市が行っているとおり、6回更新の後も再度同じ方が試験を受けて同じ職につくということが保障されていて、現実35人の方たちはそのような形で継続した形で仕事をしていただいているということを確認させていただきました。ですので、その6回以降のことも門戸が開かれています。一方、この嘱託員の任用ということに関しては、公共性の高い市の仕事においては、平等性とか公平性とか、そういうものが求められるということがございますので、現行のことで一方では継続して働くことが認められ、また一方では多くの人に門戸が開かれるということで、現行の制度で問題がないというふうに私自身は考えています。

○委員（床鍋義博君） 6回の更新が終わった後に公募ってなってますけども、これって6回の更新自体も雇用の安定からすると、働く側としては非常に不安定だと思うんですよ。だから住民サービスっていうふうな見地から考えると、基本的にスキルの高い人間が東大和市の職員として長く勤めてほしいってというのは当然のことなんですよ。そうすると、これから先そういった専門的な知識を持っている人間とか、そういうなり手不足っていうことにもなりかねないですよ。そうすると何ていうんですか、条件のいいところに、条件のいいところって、例えばそういう更新がないところであるとか、逆に報酬が高いところであるとか、そういったところに行って、東大和市に今度は、今のところね、先ほどの質疑の中でも保育士以外のところは、まあそこそこ募集したら来るっていう状況なんですけども、今後のことを考えると、やはりこう労働者の何ですかね、

環境を安定させていくっていうことは、市としてはやっていく必要あるんじゃないかなっていうふうには考えます。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに自由討議、御意見等ございますでしょうか。

○委員（森田真一君） 私は嘱託員、臨時の方も含めてですけど、公務員の方が、その地域の事情に精通されていて、そういった地域の実情も踏まえた上で、市民に対してサービスを行うということって、とっても重要だと思うんですね。特に嘱託員の場合は対面していろいろ相談業務に当たられたりとか、保育みたいなものもそうですけど、直接対応するような方、またその住民の生活の背景なんかと深くこれはかかわってくるような仕事につく方も非常に多いんで、なるだけこれについては身分保障していくと、雇用も保障していくってことは大事なんじゃないかというふうに思います。

もちろん6回更新を外して何度でも更新できますよといっても、それそのものが別に完全に雇用の安定っていうわけじゃなくて、先ほど他の委員からもお話ありましたとおり、民間と同じように5年勤めたら無期転換ですか、というようなことが本来あるべきだということは踏まえた上で、この陳情については、この趣旨を酌むべきだというふうに、皆さんのお話聞いてて思いました。

○委員長（佐竹康彦君） ほかにございますでしょうか。

自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。

討論を行います。

○委員（森田真一君） 29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情について、私は賛成の立場で討論したいというふうに思います。

陳情趣旨にもありますように、専門的な知識や経験を生かせる適切な毎年度の能力実証によって、次年度への更新がなされること。また、6回の更新制限を見直すことということは、住民生活を守る、そのサービスの担い手として必要なベースとなる条件だというふうに考えます。ましてや32年度からは会計年度職員ということで、さらなるこの条件の改悪もされることとなりますので、こういった流れに対して、これをきちんと職員の身分を保障していくという立場で、この陳情が取り上げられますよう期待するものであります。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに討論はございますでしょうか。

討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は起立により行います。

29第10号陳情 「東大和市嘱託員の設置に関する要綱」における6回更新制限条項の見直しを求める陳情、本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐竹康彦君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決めます。

ここで説明員入れかえのため暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査、市の防災及び防犯対策のうち総務部の所管に関する事、本件を議題に供します。

本件につきましては、市側から平成29年9月から平成29年11月までの災害対応等について、お手元の資料のとおり報告がありましたので、御確認願います。

それでは、この資料等につきまして、質疑等ございましたら御発言をお願いいたします。

○委員（床鍋義博君） この中で幾つか誤報があるんですけども、特に3番と5番って多分同じところだと思うんですけど。過去にもここってあったと思うんですよ。常連と言ったらおかしいですけど、言い方ね、ちょっと気をつけなきゃいけないんですけども、これって団員に聞くと、これ、いつもなんだよねみたいな話がこう上がってきて、これ大変なんですよ。現場ではね。

これに関して、対策っていうんですかね、っていうのを何かこうあるんでしょうかね。いや、防止したいなというふう思っているんですけども、これ通報する人のね、通報するなどは言えないんでしょうけど、何かこう市としてどういった対応をこれまでしてきたのかなって。また今後どうするのかなっていうことを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部参事（東 栄一君） 今の御質疑の件でございますけれども、おっしゃるとおり、同じクリーニング店の誤報になってございますけれども、過去たしか5回ぐらいあったと思います。いずれも、その建物所有者ではなくて、その外にいる第三者の方々の通報によるものですので、対処がなかなか難しいというのが現状でございます。例えば警報機器なんか誤発報して鳴るような場合については、消防署のほうで調査に入って、その対応について調整するというようなこともあるんですけども、これについてはなかなかないということで、消防署のほうでも今は対応について苦慮しているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますでしょうか。

火災、また大雨の対応等もございますけども、特にございませんでしょうか。

○委員（森田真一君） 大雨ですけども、私も台風のとくに、これまた南街交番のそばにいたものですか、一番浸水のピークになったところを見かけたんですけども、交通整理なんですけども、本当本来だったら、もう十数分ぐらいだと思んですけど、とめるべきなような状況だなんていうときに、これは本当たまたまかもしれないけれども、交番のおまわりさんがポリボックスのところだけ一生懸命水かきして、それで住民の方が出てきて交通整理をやらざるを得ないと。これはこの間ずっとそうなんだそうなんですけども、っていうようなことがあって、さすがにこれちょっとおかしいんじゃないかなという感じがしてるんです。

これ役所のほうからも何とか言っていただけないのかなっていうふうに思ったんですけど、いかがなんでしょうか。役所の方々は、もうあちこち張りついて、もうひっきりなしに見て回っているという状況も同時に

目撃しましたんで、ちょっと職員さんだけに何とかしてっていうわけにもいかないんじゃないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） 今の件につきましては、市の職員のほうについては、この南街の交番の付近初め、幾つか冠水するところも決まっておりますので、そこについてはできるだけ迅速に出動して、通行どめの対応をしているところでございますし、いつも台風等で事前に警察のほうから連絡が来て、その連携とりながらやっているところではございますけども、ちょっとすぐに行けないところでこういうことが発生しているということもございますので、今後、なるべく早期に出動できるように対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（佐竹康彦君） 質疑等ないようでございますので、以上で本件の報告を終了いたします。

ここで説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（佐竹康彦君） 次に、所管事務調査、公共施設等の管理運営のあり方について、本件を議題に供します。

平成29年第4回の当委員会において、本件を所管事務調査に決定いたしました。本日は東大和市公共施設等総合管理計画の第1章及び第2章について、担当部署より説明していただいた後、質疑等を行い、その後、委員間で自由討議を行いたいと思います。

それでは、東大和市公共施設等総合管理計画の第1章及び第2章について説明を求めます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） それでは、東大和市の公共施設等の管理運営のあり方につきまして、東大和市公共施設等総合管理計画に即しまして、御説明をいたします。

本日はお手元に東大和市公共施設等総合管理計画の冊子、あるいは印刷をいただいた資料を御準備いただいていると思っております。この総合管理計画であります、第1章から第4章までと資料編によって構成をいたします。本日の説明につきましては、このうち第1章と第2章を範囲といたしまして、説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料をお手元に御準備の上、ごらんいただきたいと思いますが、冊子表紙をめくりますと、市長の策定に当たりましてのページがあります。そのページをめくりますと、目次のページがあります。目次の部分でございます。この目次で、まず計画の全体を御紹介いたしますと、計画は4つの章、それから資料編、用語集での構成となっております。

第1章につきましては、公共施設等総合管理計画についての章でありまして、概略を記述しています。

第2章であります、公共施設等の現況及び将来の見通しの章であります。現況のデータや将来の見通しについての記述となっております。

第3章であります。公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針の章であります。課題や将来の取り組みについての基本方針等を記述しております。

第4章であります。ページが次のページになります。第4章といたしまして、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の章であります。施設類型ごとに現状や課題に関する基本認識と公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記述いたしております。

その後資料編、それと用語集となっております。

資料編につきましては、計画策定の経過や建築系の公共施設一覧を掲載している部分となっております。

それでは、ここからページをおめくりいただきまして、進めていただきますと、2ページのところがまいります。2ページまで進めさせていただきました。2ページは第1章、公共施設等総合管理計画のところでありますが、まず第1節、公共施設等総合管理計画の意義についてであります。

本文で述べておりますのは、まず日本国内の動きであります。日本国内におきましては、高度経済成長をきっかけに、公共施設等の整備が集中していることを説明いたしております。この時期、学校を初めとする建築系の公共施設や道路などのインフラ系の公共施設、それらが昭和30年代から昭和50年代前半に集中的に整備をされてきました。この時期を西暦に直し、1955年から1975年を整備時期といたしますと、仮に建物の建て替え時期を50年経過した時点と考えますと、2005年から2025年に大規模な修繕や建て替えを実施しなければならない時期を迎えることとなっております。

しかし、その状況を地方公共団体に置きかえますと、公共施設等の維持管理や更新を適切に進めていくことが課題となっていることを記しております。人口将来の見通しについての記述であります。平成28年版の高齢社会白書からの抜粋となっております。1人の高齢者を支えるための生産年齢人口の変化を記しております。

また、公共施設のサービスや数量は年代別人口の将来見通しに合わせて、抜本的な見直しが必要となっております。そうした国の公共施設の捉え方の中で、国が動きといたしましては、国土交通省において平成25年11月29日、インフラ長寿命化基本計画というものを策定いたしました。それを踏まえまして、平成26年4月22日に総務省からインフラ長寿命化基本計画を踏まえた地方公共団体の行動計画となる公共施設等総合管理計画の策定要請が行われています。

具体的には平成26年4月22日付で総務大臣から公共施設等の総合的かつ計画的な会議の推進についての通知によりまして、策定が求められ、同日付で総務省自治財政局財務調査課長より、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針の策定についての通知がされました。これらの通知によりまして、当市におきましても、総合管理計画の策定に向けて動きを行ったわけであります。

総務省からの策定の指針の通知であります。総合管理計画に記載すべき事項や総合管理計画に当たっての留意事項が示されておりましたことから、それらを踏まえまして、当市では公共施設等の最適化を実現するための基本方針を盛り込んだ計画策定に至っております。

次は、第2節であります。公共施設等総合管理計画の策定に向けた取り組みについてですが、市では公共施設等総合管理計画の策定の前、平成27年度に公共施設等白書を策定、公表いたしました。この公共施設等総合管理計画は、公共施設白書の作成に用いましたデータをもとに検討を行い、可能な限りデータの補整、更新を行いました。

3ページにまいります。3ページでは、先に下のほうにある第4節、計画期間について御説明いたしたいと思っております。

計画期間は長期的かつ計画的に公共施設の適正化を推進する観点から、平成29年度から平成68年度までの40年間といたしました。

次に、上のほうにある第3節、公共施設等総合管理計画の位置づけであります。中ほどに枠で囲んだ図があります。市の最上位の計画である総合計画、基本構想と基本計画に即した形で、公共施設等総合管理計画は策定をいたします。

ページをおめくりいただきまして、4ページをごらんください。

4ページのまず上のほうにある図であります。市の総合計画、現在の第二次基本構想や第四次基本計画の下に東大和市公共施設等総合管理計画とあります。それぞれ策定する時期などを矢印の長さでお示しておりますが、それと整合性が図れるような内容を見越しております。

次に、4ページの下部分、第5節、公共施設等総合管理計画の対象となる公共施設であります。こちらも計画の対象の中で枠囲みをいたしました公共施設等といたしまして、建築系の公共施設、インフラ系の公共施設、それに工作物、土地などを含んでおります。

次の5ページであります。建築系の公共施設の一覧といたしまして、対象としている施設一覧の数や面積などをお示いたしました。

次に、6ページへお進みいただきたいと思います。

ページをおめくりいただき6ページになりますと、続きますが、第2項、インフラ系の公共施設、第3項、工作物、第4項、土地とありまして、公共施設等総合管理計画の対象として数量等を確認した内容などを一覧としてお示してございます。

それでは、ページをまたおめくりいただきたいと思います。8ページまで進ませていただきたいと思います。

8ページは第2章、公共施設等の現況及び将来の見通しであります。第1節、公共施設等といたしまして、まず第1項、建築系の公共施設であります。(1)では施設類型別の保有状況といたしまして、それぞれの延べ床面積などを示しております。現況といたしまして、施設の数には154施設、延べ床面積は14万5,942平方メートルであります。類型別に見ますと、学校・教育系の施設、市民・文科系の施設、行政系の施設が大きな比率を占めておりまして、以上3つの累計で8割以上の延べ床面積を占めることとなります。

9ページにあります図であります。(2)地域別の配置状況として、東大和市の地図に主な建築物の配置状況をお示したものとっております。

次に、10ページへお進みいただきたいと思います。

10ページは建築年度別の状況であります。ここでは30年未満と30年以上と建築時期の部分で2分いたしまして、老朽化の状況を把握できるようにグラフを整えております。左側の赤い部分に集中しておりますが、学校・教育系の施設が40年から49年経過したところに集中しているところをお読み取りいただけるかと思っております。

続いて、11ページであります。11ページは(4)といたしまして、維持管理費用の支出状況であります。こちらは平成27年度に公共施設等白書、別冊の「施設カルテ」として集計いたしましたデータをもとにいたしております。建物については、その管理といたしまして、日常の維持管理の費用がかかっております。そのための費用を積算したときに、1年度当たり全体で33億6,000万の金額がかかっていることをお示しするものであります。

次に、ページをおめくりいただきまして、12ページへお進みいただきたいと思います。

12ページは第2項といたしまして、インフラ系の公共施設で、(1)インフラ系の公共施設の状況でありま

す。ここは12ページ、13ページにそれぞれ4つの図としてグラフなどをお示しいたしました。まず、橋梁、最初にあるグラフが橋の設置状況等を示すものであります。どの年度に幾つの橋をかけ、そして今現在幾つの橋がかかっているかを棒グラフと折れ線グラフで推移を示したものとなっております。

12ページの下の方の図の2-6というのが、下水道の整備状況であります。こちらも同様であります。各年度ごとに敷設をした距離、それから累計の敷設延長がわかるグラフとなっております。

13ページにつきましては、上の図の2-7が都市公園の整備状況、下が図の2-8として、こども広場の整備状況のそれぞれの状況を示したものとなっております。

続いて、14ページへお進みいただきたいと思います。14ページをおめぐりいただきますと、インフラ系の公共施設についての(2)といたしまして、維持管理費用の支出状況についてお示ししております。こちらもインフラ系の公共施設、所有、管理し続けるために1年間当たり9億6,000万円の支出をしているということをお示ししております。

続いて、15ページであります。工作物としての紹介をするページとなっております。工作物につきましては、それぞれ単独での存在ではなく、いずれも建築系、あるいはインフラ系の公共施設に付帯しているものとして、御理解いただければと思います。

では、続いて、16ページへお進みいただきたいと思います。

16ページは、第4項、土地といたしまして、普通財産としての土地が1万平方メートル台で推移をしてきていることから、今後適切な管理が求められていることを記載しておりますが、それ以外に市が所有していないものとして、借地によりまして用地を確保しながら行政サービスの提供を行っているものがあります。そちらを借地面積、それから予算上の借地料を一覧表としたものであります。

続いて、17ページであります。

17ページは第2節といたしまして、人口についての記載です。

第1項、人口の推移と将来推計であります。図などは東大和市人口ビジョンをもとに作成をいたしております。図の2-11、人口の推移を年齢三区区分により色分けしてグラフでお示ししておりますが、この年齢区分をずっと年を追って見ますと、生産年齢人口の縮小に同じく15歳未満、年少人口部分が縮小していくのと反対に、黄緑部分の高齢者の人口の部分が比率、あるいは実質とも伸びてきているのがおわかりいただけるグラフとなっております。

続いて、18ページへお進みいただきたいと思います。

18ページにつきましては、上の図の2-12であります。前のページで人口の推計等をもとに実数としてお示したものを、今度は三区区分の人口比率で折れ線グラフでお示したものであります。

続きまして、18ページの第2項であります。こちらは町丁目別人口の現状と将来推計につきまして、19ページのほうに図のほうでお示ししております。19ページの上の方の図2-13は、今現在の町丁目別の人口総数といたしまして、27年4月1日現在の各町丁目ごとの人口を円の大きさでお示ししております。

続いて、19ページ下の図であります。図の2-14、町別の将来の人口推計ということで、芋窪、蔵敷、奈良橋というように、町ごとに将来推計を行った結果、どのように人口が推移していくのかをお示したのとなっております。

続いて、ページをおめぐりいただきまして、20ページへお進みいただきたいと思います。

20ページは第3節、財政となります。財政につきましては、第1項、一般会計の(1)歳入におきまして、

人口の将来見通しで申し上げたように、人口減少、それから主に生産年齢人口の減によります市税の減少が見込まれます。

また、平成20年度から平成26年度までの推移においては、自主財源の比率が毎年度減少傾向にあることが、表の2-2、歳入の推移としてお示しした中で、お読み取りいただけるかと思えます。表の構成が自主財源と依存財源として区分しておりますが、自主財源がどんどん縮小し、逆に依存財源が比率が高くなっていくのがおわかりいただけるかと思えます。

次のページ、21ページに移りますと、(2)歳出についてであります。

歳出につきましては、65歳以上の人口の増加による扶助費や介護保険特別会計などへの繰出金など、社会保障関係費の増加が見込まれることを書きました。平成20年度から平成26年度までの推移におきましては、表の2-3、歳出の推移でお読み取りいただけるかと思えますが、義務的経費が50%以上を占めております。そのうち扶助費の割合が増加傾向にあり、35%以上を占めていることになっております。

続いて、22ページへ進みたいと思えます。

22ページは(3)普通建設事業費であります。建築系とインフラ系の公共施設に係る普通建設事業費につきまして、平成22年度から平成26年度までどのように支出してきたか、推移を表の2-4といたしまして、まとめております。この中で、まず表の一番下の欄の合計欄をごらんいただきますと、表の一番下、合計で列で言うと小計というところをごらんいただきますと、73億7,800万という数字になっております。これを1年度当たりの平均で見ますと、その右側に平均といたしまして、14億7,600万、約15億円という金額となっております。

また、このうち建築系の公共施設について確認いたしますと、建築系の公共施設①という部分が項目のところでごらんいただけるかと思えますが、こちらを平均をごらんいただきますと、3億7,700万円、それからその他の建築系の公共施設の耐震関係とある④の行を右側まで進んでごらんいただきますと、3億4,900万円とあります。合計で約7億円となりますが、こちらがこれまで平成22年度から平成26年度まで建築系の公共施設に対して支出してきた普通建設事業費であると考えております。

続いて、23ページへ移りたいと思えます。

23ページは第2項、特別会計(下水道)であります。図の2-18において、平成23年度から26年度までの間の歳入と歳出の部分をごらんいただきますと、この4年間につきましては、歳入歳出とも約1億円で推移していることがおわかりいただけると思えます。

次のページをおめくりください。24ページであります。

24ページは第4節、将来更新費用の推計といたしまして、まず第1項、推計の意義であります。公共施設等につきましては、将来の建て替え及び大規模修繕に必要な費用の推計といたしましては、まず推計期間を60年間と設定いたしました。どの公共施設も必ず建て替えと大規模修繕などを行う時期が発生する期間として、長目の設定といたしております。いまある施設を同じ状態で持ち続け、また安全に保つために必要な更新としての必要な費用というものを推計するというを意義として申し上げております。

第2項であります。建築系の公共施設に係る将来更新費用の推計(1)推計方法といたしましては、統一的な基準による地方公会計マニュアルが平成27年1月、総務省より出されております。その考え方を参考といたしまして、更新費用の推計といたしました。

①の対象であります。まず建築物といたしましては、建築物と、また工作物に含んでおりますプール、具

体的には小中学校のプールや市民プールを指しておりますが、そちらを推計いたしております。ただし、借り上げて使用している施設を除外しているとありますように、桜が丘市民センター、向原市民センター、清原市民センターのように、ある住宅の1階、2階等を使って提供しているものにつきましては、除外としております。

②番では、更新費用推計の考え方、条件というものを示しております。

続いて、25ページをごらんいただきたいと思っております。

25ページは(2)建築系の公共施設に係る将来更新費用といたしまして、前のページで申し上げました更新等の費用の推計の条件をもとに推計した結果を図や表にまとめたものであります。図の2-19にありますように、建て替え費用、大規模修繕費用が毎年度、このように発生することが想定されます。これに対して、この年間の平均が1年度当たりの平均の更新費用を求めますと、約16億円という推計になっておりますが、これに対して市が実際にこれまでの支出状況から負担できる更新費用というのを約7億円と仮定いたしまして、その差額である約9億円が更新等に係っては財源不足であるという判断を、ここではいたしております。

続いて、26ページへお進みいただきたいと思っております。

26ページは②といたしまして、維持管理費用を含めた推計であります。こちら図の2-20であります。上のほうにある青と赤のグラフの部分は、前のページをそのまま移行したものであります。その下のほうに水色で維持管理費用というものを掲載してございます。その前に年間で33億6,000万、毎年維持管理費用がかかっていることを建築系の公共施設においては御説明いたしましたが、建物の部分については、建て替え、あるいは大規模修繕というように、時々発生するもの以外に毎年の維持管理費用にいかにか多額の費用がかかっているかを、この表で、グラフでお読み取りいただければと思っております。

続いて、27ページであります。第3項、インフラ系の公共施設に係る将来更新費用の推計であります。①といたしまして、(1)推計方法といたしまして、道路や橋梁、下水道、あるいは公園等について、将来更新の費用を推計するための条件等を表として示したものであります。

続いて、28ページへ進ませていただきます。

28ページは(2)といたしまして、インフラ系の公共施設に係る将来更新費用であります。①といたしまして、将来更新費用を図の2-21として示してございます。色分けがお読み取りできればと思っております。道路や橋梁、下水道、公園、子ども広場のように色分けをいたしまして、それぞれの係る更新費用を棒グラフ、帯でお示してございます。こちらにつきましては、1年度当たり平均で約13億円の更新費用が必要となる結果となっておりますが、インフラ系の公共施設につきましては、下水道が約1億円、また下水道以外のインフラ系の公共施設でも投資的経費が約1億円であったことから、2億円がこれまで財政として負担できた金額であり、その差額が約11億円財源不足という結果となっております。

29ページの②維持管理費を含めた推計に移らせていただきたいと思っております。こちら建築系の公共施設同様に、毎年日々の維持管理費用等をグラフの中にあわせて行くと、どのような金額になるのかというものを示したものとっております。

では、ページをまたおめぐりください。30ページへ進ませていただきたいと思っております。

30ページは第4項、公共施設等全体に係る将来費用の推計といたしまして、先に御説明いたしました建築系の公共施設とインフラ系の公共施設2つを合わせまして、合計の更新費用等をお示したものととなっております。図の2-23にまとめましたが、公共施設等全体では更新費用の年平均が約28億円という推計結果になります。

した。これに対しまして、市がこれまでの支出の実績から支出できる金額を約9億円と仮定したときに、その差というのが不足する財源として、御確認いただきたいという部分でございます。この不足する財源をいかに今後見出していくのかというのを、今後の公共施設等総合管理計画の進捗の中で考えていくということになります。

次のページ、32ページ、33ページにまいります、ここが第2章の最後の部分でございます。

同様のグラフであります。こちらは建築系の公共施設、インフラ系の公共施設ともにそれぞれの維持管理費用を含めた推計というものを図の2-25といたしまして、表示をいたしました。それぞれ同じような形態の図や表になっておりますが、いかにイベントとしての大規模修繕や建て替えといったものに対応していくのかということも大事であります、もう一つ、毎年毎年の維持管理に対して、多額の費用がかかっております。この維持管理費用をいかに効果を出し効率よく進めていくことができるかによって、今後の公共施設等の安全性を担保するための財源を導き出す仕事にもなるのかなと考えているところであります。

まず、公共施設等総合管理計画、第1章、第2章としての説明は以上となります。

○委員長（佐竹康彦君） 説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時 開議

○委員長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまの説明に対して質疑、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

今御説明いただきましたのが、第1章、第2章ということで、計画そのものの内容と現況及び将来の見通しについて御説明いただきました。じゃ、それをどうしていくのかという方針につきましては、次回以降に第3章、第4章で御説明いただくものというふうに考えておりますので、本日の質疑等におきましては、この第1章、第2章の項目の名に即した形で現状認識、また将来の見通し等についてを中心に質疑等行えればと思っておりますので、御協力いただければと思っております。

それでは、何か御発言等ございますか。

○委員（大后治雄君） 御説明ありがとうございました。

将来推計とかさまざま見ていると、財政面に関しては大分絶望的な気持ちになってくるわけであり、人口に関しては、もう既に減少が始まってしまっているというようなところなんだろうと思うんですね。ここでやはり人口推計を、17ページからの人口推計を見ますと、まだちょっとふえるというようなイメージで載っています。これは、その前の人口推計をそのまま、ここに載せているというような状況だろうと思うんですね。

新たにここで、実際に即した人口推計を、改めてもう一回やっていかないといけないんじゃないのかなというふうに思うんです。そういったものを、いかにまたこの計画に合わせていくかといったようなところも、課題になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、また人口推計と、それからまた人口推計にあわせて財政の関係も、自主財源と、それから生産年齢人口が落ちてくるということも考えてみますと、財政に関しても今後の推計というか、そういったものも見直さざるを得ないのかなというふうに思うんです。

やっぱり人口は、国力というか、その市の力になってくるものだから、そこが基本になってくると思います

ので、そこをまた改めて見直すような形にしていかにざるを得ないかなと思うんですけども、これに関して、そういう推計等の見直しの時期というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいま、私ども企画財政部あるいは公共施設等総合管理計画課といたしましては、具体的な人口推計を再度行うという予定では今考えておりません。

ここで取り上げました東大和市人口ビジョンであります、確かに減少の時期が平成27年度から始まってしまったという、若干の時期の前倒しではありますが、全体の傾向というものは、ほぼこれをそのまま活用できるのではないかとこのところ、検証の材料といたしております。つまり、人口自体実数値としての全体の減少というのは否むことはできませんし、また、それにあわせて高齢者人口のある一定の時期までの増加、実数の増加と当然比率の増加もそうですし、反対に生産年齢人口の実数の減少、それから全体の比率というの、国全体の傾向として、東大和市においても同様のものと受けとめざるを得ないと考えております。

あわせて少子の部分でございます。年少人口の数や比率につきましても、現在まち・ひと・しごと、あるいは国全体として子ども・子育ての各種政策、施策等の進展が見られるかと思いますが、まだ十分な数値への反映等ができておりませんので、人口を捉える局面といたしましては、確かに実数の違いは出てきますが、それぞれの減少・増加の傾向というものを基調にいたしまして、今後の公共施設を考える際の題材にまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（大后治雄君） よろしくお願ひします。

財政に関しては、今後の推計云々は出していないところではあるんですけども、いろいろ巷間言われているようなところもあって、例えば2022年問題、農地の2022年問題とか、それからさまざまなあれから、東京オリンピック・パラリンピックが終わると地価が下がってくるのではないかとかというようなこともあって、固定資産税や都市計画税の関係がまた下がってくるのではないかと。そうしたときに、自主財源がもっともっと推計よりも下がるのではないかとこのように考えられるところです。

そういったものも含めまして、今後の計画に反映させていくべきではないかなというふうに思うんですけども、そういったような内容でマネジメントを行うべきだと思うんですけども、どういうふうな感じになっているのでしょうか、今。

○企画財政部長（田代雄己君） 将来推計ということで、財源も含めた推計というのは重要だというふうに認識をしております。先ほど担当課長のほうからは、公共施設の面では人口推計等は今考えてないというお答えさせていただきましたけれども、私ども企画財政部のほうでは総合計画なども所管しております、ここで平成33年度に第2次基本構想、そして第四次基本計画の期間が満了することになります。次の基本構想・基本計画を策定する段階に当たりましては、やはり人口を見たり、あるいは将来の財政状況なども把握しながら進める必要があると思っておりますので、そちらを、その適切な時期に検討していきたいというふうに考えております。

ですので、今の農地の関係であったり、固定資産の問題なども、社会状況としては東大和市の将来を左右するとか、影響を与える内容だと思っておりますので、そういうところも参考にしながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（大后治雄君） ありがとうございます。

基本計画・基本構想の見直しに際して、そういったところをしっかりと見直していただきたいというふうに思うわけですが、やはり、何というんでしょうね、特に人口に関して、人口が減ることが問題なんですけれども、やはり人口構成そのものが、これからまた非常に大きな問題になってくるところもありますので、そういったものも含めまして、計画をしっかりと見直していただきたいというふうに思っています。

その他のことは、また第3章以降にということで、お話しさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○委員長（佐竹康彦君） ほかにありますか。

○委員（東口正美君） ありがとうございます。

この全体量を把握した中で、まず市民1人当たりの延べ床面積というのは、他市に比べて当市はどのようなことがあるのか。また各市さまざま同じような取り組みを全国的にしていると思うんですけれども、当市の特徴がどのようなところにあるのかということをお聞きできればと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） それでは、まず東大和市の公共施設等と、それから市民1人当たりといった平均の数値との関係でございます。東大和市が多摩26市の中では、延べ床面積で見たときに平均よりも少し小さい、少ない状況となっていることが、さきにまとめました公共施設等白書の中でお示ししてございます。そのときのデータは、26市平均が1人当たり1.97平方メートルに対しまして、東大和市は1.65平方メートルというものであります。ただこれが多摩地域全体では、やはり小さな面積に多くの人口が集中しているという東京都の中の自治体の特性といたしまして、全国から見ても多摩26市全体が少ない面積で済んでいるということが挙げられるかと思えます。

参考までに、全国平均が1人当たり平均3.76平方メートルであります、多摩26市が1.97平方メートル、東大和市が1.65でありますので、全国平均よりも3分の1弱程度の大きさで済んでいるというところがあります。これを更新の問題と考えあわせると、逆に財政状況に関して言うならば、まだ手のほどこしよがあるというんでしょうかね。日々の努力あるいは工夫等で何とか財源を導き出して、必要な修繕や建て替え等に着手できるのではないかと余地を残したことと考えられます。

以上であります。

○委員（東口正美君） それが当市の特徴というふうな考え方でいいということでしょうか。他市と比べて、特に東大和市の現状の特徴っていうのは、今の御答弁でいいということで、御理解でよろしいでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） では、市の現状といたしまして、まず建て替えに係る部分であります、東大和市だけの問題でなく全国の自治体が直面している問題でありますし、多摩26市どこを見ても同様に公共施設等の建て替えについては苦慮している状況があります。

それぞれの自治体で持っている施設の大小の部分ありますが、いずれも修繕や建て替えにつきましては苦勞をしているというところがありますので、東大和市は、特徴というよりも、ほかの自治体と同様の問題を抱えているということがあります。

その中で、東大和市の特徴を強いて挙げるならば、東大和市の小中学校の整備をした時期というのが、大体15年ぐらいに集中しているということが挙げられますので、その集中して整備をしてきた小学校、中学校の大規模修繕や建て替えを、いかに財政負担をかけずに、あるいは平準化、あるいは少し前倒しや遅らすという方法をとって行っていくことが考えられるかが、まず東大和市で一つの特徴として申し上げるところかと考えております。

以上です。

○委員（東口正美君） 基本方針とか未来のことは次回ということなんですけど、いずれにしても、延べ床面積的にも小中学校が半分以上抱えてるっていうことなので、ここをどう考えるのかっていうことがとって、一つはキーワードになってくるのかなというふうに思っています。

もう一つなんですけれども、先ほど更新とか建て替えに当然お金はかかるけれども、日ごろの維持管理経費をいかに抑えるかというようなことも言われておりましたけれども、この維持管理経費についての細かな分析っていうのは、現在どんな形で行われているのでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等マネジメント課といたしましては、まず平成27年に公共施設等白書の別冊として「施設カルテ」というものをまとめました。このときには、平成23年度から25年度までの3カ年にわたり、各施設を所管している部署におきまして協力をいただき、運営経費あるいは管理経費等、決算額等をもとに導いたデータをまとめておりますが、それを現在平成26年度から28年度の3カ年についてのデータを、また整理をしている段階であります。

これらを用いまして、各施設の建物等を維持管理するための経費や運営費等の数字をもとに、これから先いかに効率を求めることができるか、あるいは例えば私ども、市の中で努力すること、工夫することによって、33億6,000万という、かかっている経費を少なくできるかななどを検討していくことに活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますか。

○委員（床鍋義博君） この中で気になったのが、一部事務組合の、例えば焼却炉なんかはこれ入っていないんですけども、それに対する考え方をお聞かせください。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設等総合管理計画の策定の指針の中で、市が所有管理をする公共施設等というところで策定が求められたところから、一部事務組合につきましては、当市においては除外をしてまとめております。

以上です。

○委員（床鍋義博君） ただ、そうはいつでも実際財政に与える影響ってかなり大きいと思うんですよね。焼却炉の更新が今協議に入っていると。そのあたりは、これは指針に沿ってやってるのかもしれないんですけども、市として財政全体を考えるとときには、そこの財政負担がある一定時期にぐっと来るっていったところを、認識しながらやらなきゃいけないのかなっていうふうには思います。これは意見なので答弁は結構です。

あと、先ほど建物に関しては60年っていう話、一律に見積もっている耐用年数ですけども、それは名目なものですから、実際とはちょっと違うところも出てくると思うんですけども、その辺は加味をしないで、通常指針どおり60年でやるっていう、この計画はそのとおりでやるっていう形でいいんですかね。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） まず、更新の費用を導く期間でありますけど、60年間という期間では、必ずどの公共施設も大規模な修繕や建て替えを行う局面がまずあらわれることを導いて、いかに将来にわたって多くの金額がかかるかというものをデータとして取り上げました。

また、それを踏まえて、総合管理計画としては40年間っていう計画期間に設定いたしました。それは、一言で言うと一つの世代が変わることを意味しておりますが、約40年間程度で、まずは今ある現状の建物等について安全が担保できる状況を提示をしながら、またある時期に、当然社会状況等も変わってくるでしょうから、

そのときにあわせて、改めての計画策定等が考えられるような時期といたしましての計画の設定をした部分でございまして、更新費用の推計の期間60年と総合管理計画の40年という違いはありますが、そのように御理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ございますでしょうか。

○委員（森田真一君） 更新費用の見積もり方で、ちょっと基本的な考え方を教えていただきたいと思うんですが、これは建物のほうにしますけども、例えば新築で何か建物を建てましたと。その機能を、今仮に100と置いておくとすると、今のお話だと建物が仮に50年もつとしたら、50年後にはその価値がどうか、機能がゼロになるわけですね。

その間、真ん中の25年のところで1回大規模更新を、この建て替えの費用の半分ぐらい見積もって、これで25年で1回大規模改修してもたせようと、こういう話になるわけですから、つまりこれを繰り返していくと、もう一回再取得する、建て替えをするっていう費用を発生させる必然性は、一体どこの時点で生まれてくるんだらうって思うんですけども、主に、多分機能として必要なことは、いわゆる耐震性っていうのが中心になると思うんですけども、それが常時大規模改修で維持されてれば、半永久的とまでは言わないですけども、設備関係以外は余り大規模な費用は発生しないってことにならないのかなと思うんですが、これはちょっと一般的な考え方として、どういうところでもう一回再取得費用がかかるんだよというのを教えていただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 更新費用の算出方法であります、現状の建物につきまして、最初に整備をした時期からまず基本としておりますが、これは総務省より示されております主な建物の耐用年数表がもとになっております。

その建物の耐用年数を、整備をした時期から換算していきまして、まず耐用年数の半分に到達したところからまず取得する金額といたしまして、建て替えをした場合の金額の約半額をまず算出根拠といたします。次に、基準となる耐用年数が到達した時点で、建て替えをするための金額を平米単価などから求めております。これを全ての建物について、大規模修繕を迎えた時期、建て替えをした時期、また建て替えをしたときからまた半分のときに大規模修繕という、その繰り返しを、この更新費用の推計においては60年間にわたって行っておりますので、まずこれが現状の建物をそのままの方法で持ち続けた場合に、最大かかる費用であるという考え方で費用を御提示しております。

以上であります。

○委員（森田真一君） イメージとしてはかなり抽象化した考え方で見積もっているっていう理解でいいんですよね。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 失礼いたしました。今、耐用年数という言葉を申しましたが、実際に耐用年数と実際に利用が可能な年数というのがありますので、確かに、これは私ども計画をつくる中で、まず更新をするための理論上、当然公会計の考え方から耐用年数が示されておりますので、その耐用年数の考え方に基づいて算出することを基本といたしました。その上で、今後建て替えや、あるいは大規模修繕等を考えるときには、確かに個々の建物の具体的な老朽化なども加味しないといけませんので、実際の業務というのは、やはりその時々には多少の見直しがありますので、予定よりは前倒しであったり、少し遅らすとか、そういった調整というのは当然のことながら入ってくるかと考えられます。

以上であります。

○委員長（佐竹康彦君） ほかに質疑等ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、続きまして、委員間での自由討議を行いたいというふうに思っております。

今御説明いただきました第1章、第2章に関しまして、質疑等の中でも御意見等ございましたけれども、質疑とは別に委員の方々御自身で、この現状の施設のあり方また将来の見通し等を御説明いただいた上で抱いた感想ですとか、また見識等御発言ございましたら、自由討議で述べていただきたいと思います。

何かございますでしょうか。

○委員（東口正美君） せっかくですから。せっかくの視察が流れてしまって、若干この所管事務調査の期間が短くなったかなっていうふうに思ってるんですけども、今この現状を認識した上で、多摩26市そう大きな差はないってことですけれども、ここからがいよいよ知恵を絞って、各市が公共施設のあり方を通しながら、いかに住民サービスを上げていくために知恵を絞るかっていうことがスタートしたのかなっていうふうに思いますので、1年半になってしまいましたけれども、当委員会として勉強させていただきながら、少しでも市民の皆様のお役に立てるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員（大后治雄君） やはり、現状をしっかりと見つめるということが、今一番重要なんだろうというふうに思うんです。いろいろさまざま市民の皆さんから、あそこをこうしてほしい、ここをこうしてほしい、またこういったものをふやしてほしい、逆に減らしてほしい、いろんな御要望があると思うんですけども、全て、逆にこれを聞いていたら、本当に財政的に破綻してしまうようなことになってくるというふうに思うんです。だから、そういったところは、一旦そこは置いておいて、現状をとにかくもっと厳しく見つめ直すというところが必要なんじゃないかなというふうに思っています。

今回こういった財政の見通し、人口の見通し、さまざまされているという状況ですけれども、もっともっと現実はずっと恐らく厳しいようなことに、今後なってくるんじゃないかなというふうに私は思っておりますので、そのところ、より認識を新たにしてやっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（佐竹康彦君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） それでは、自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 自由討議を終了いたします。

続きまして、公共施設等総合管理計画に取り組んでいる近隣市への視察についてであります。正副委員長といたしましては、来年2月7日に神奈川県秦野市へ視察を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないようですので、視察を行いたいと思います。

それでは、委員派遣についてお諮りいたします。

会議規則第96条の規定に基づき、お手元に御配付いたしました派遣承認要求書のとおり、議長に対して議員派遣承認要求をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

所管事務調査、公共施設等の管理運営のあり方についてにつきましては、本日はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○委員長（佐竹康彦君） これをもって、平成29年第6回東大和市議会総務委員会を散会いたします。

午前11時25分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 佐 竹 康 彦